

松本市ごみ有料化検討委員会
検討結果報告書

平成 22 年 4 月

松本市ごみ有料化検討委員会

平成 22 年 4 月 7 日

松本市長 菅 谷 昭 様

松本市ごみ有料化検討委員会
委員長 福 島 和 夫

松本市ごみ有料化検討委員会検討結果について（報告）

本検討委員会は、平成 20 年 10 月に出された「松本市一般廃棄物処理計画」p. 25 に記載された、ごみ減量化施策の一環である「家庭系ごみ有料化」について検討する組織として、2009 年 11 月 18 日に発足し、2010 年 3 月 26 日まで、5 回の審議を行った。これまで松本市では、150 トン炉 3 基の大型中間処理施設の松本クリーンセンターと自前の最終処分場「エコトピア山田」ほかを有し、県内各地で深刻化しているごみ問題を、市、また市民も自らの問題とは捉え切れない傾向にあった。この結果、一般廃棄物の排出量は 1 人 1 日あたり 1,354g と県内 19 市の平均 913g（ともに平成 18 年度実績）を大きく上回って推移する傾向が続いている。また、松本市のごみ処理経費は、最近の数年間、30-31 億円で推移しており、これが税収に占める割合は 8-9%に達している。

毎年およそ 11,000 トンの焼却灰、集塵灰等が埋め立てられている「エコトピア山田」は、10 年余で満杯となる見込みであり、クリーンセンターも供用開始以来、間もなく 11 年を迎え、老朽化対策を講ずべき段階に入っている。松本市も、ごみ排出量が現在のペースで推移するならば、この先 10 年余り後には、間違いなくごみ問題に直面せざるを得ない。今、この段階で減量をいっそう推進し、廃棄物処理施設の延命を図ることは喫緊の課題である。

半年間の各回 2 時間余の短い議論では、多くの資料、すべての要素を吟味し尽くして、予測とそれに基づく確固たる提言をまとめることはもとより望むべくもない。委員会では、平成 27 年までに、一人一日あたりの家庭系ごみ、事業系ごみを平成 12 年度比で 20%削減するという「計画」（国の計画から算定したものであり、松本市は独自の上乗せ目標を設定し、平成 29 年に 1 人 1 日あたりのごみ排出量を 1,000 グラムに設定）を遂行し、松本市の将来の廃棄物行政を安定的に推進するために、「有料化」が市民のこれまで以上の関心と協力を得る有効な方策であるか見極めることに審議をしばり、以下のように報告することを決した。本検討委員会は、「有料化」が、それ単独では一般廃棄物減量の決定的な施策とはならないことを前提としつつも、排出量に応じた負担を求めること

により、市民が松本市の直面するごみ問題に関心を寄せ、今後の市民生活を確保するために、分別および減量に向けた市民および行政の努力を誘発する、ひとつの契機になると判断した。ただし、「有料化」（委員会では30ℓの袋1枚あたり現状実費10円前後に20円上乗せを想定）は、市民に新たな負担を要求するものであることを考慮し、行政においては手数料の金額と、徴収方法及び対象品目について、市民の理解を得るよう慎重に手続きを踏むことを求め、ごみや資源回収の利便性を高めることにも努力いただきたい。さらに、成果を検証する常設的な委員会組織を設け、動向が明確となる少なくとも数年の間、情報の発信と市民からの意見聴取を通じて見直しを進め、実効性が確保されるよう、最大限努力することを強く要望する。

なお、報告に至った判断理由及び付帯意見は別紙のとおり

別 紙

【判断理由】

松本市の可燃ごみ組成調査に従うと、全体の約 54%が紙類およびプラスチック類であり、うち資源化可能なものが占める割合は、紙類が 20%、プラスチック類が 10%である。したがって分別を徹底することによって可燃ごみはおよそ 70%まで減量することが可能である。さらに可燃ごみの約 40%を占める厨芥類(生ごみ)を、家庭や地域で生分解や堆肥化するなどの方法により減量できれば、市内の中間処理施設(松本西部広域クリーンセンター)と最終処分場(エコトピア山田)をより延命化できる。「有料化」は、市民の分別・排出量削減への意識を高めるインセンティブとして作用すると期待される。

以下に、本検討委員会の審議の過程で指摘された事柄を、留意すべき付帯意見として付する。

【付帯意見】

- (1) 松本市の特徴は、事業系ごみ(ごみ収集運搬業者がクリーンセンターに持込む事業所および集合住宅からのごみ)が全量の 5 割を超えるほどに多いことで、「計画」の中でも、事業系ごみの削減は「重点的に取り組む必要がある」とされている(p. 27)。一昨年(2008)9 月には紙ごみ類の可燃ごみとしての持込規制がなされ、昨年(2009)10 月には、事業系廃棄物手数料が、従来の 10 円/kg から、15 円/kg に引き上げられた。これらの措置は、従量負担が明確な事業所においては一定の排出抑制効果を持つと期待できる。しかし、業者に収集委託されている集合住宅等では、管理費にごみ処理経費が明示されていないのが普通であり、この状況のもとでは、居住者の分別と排出抑制に効果が出るか疑問である。「有料化」が集合住宅の居住者に対してもインセンティブとなる方策を立てなければ、全市民をあげて取り組むことにならない。
- (2) 市は、事業系ごみの多い原因を詳しく分析し、見極める必要がある。加えて(1)の措置が事業系ごみの排出抑制に働いているかを厳密に評価し、結果を公表する必要がある。これは、行政に課せられた市民に対する責任である。
- (3) 生活保護世帯、年金生活者、身障者など社会的弱者に対しては、必要な手当てを講じる必要がある。また、有料化の方法としては、一定量以上の排出に対して課金するペナルティ方式も考えられる。

- (4) 他の都市の中では、ごみ問題の深刻な事態を行政と市民が共有し、「有料化」を選択せずに、減量に成功した事例もある。「有料化」を実施するにしても、しないにしても、廃棄物問題の現状と将来予測を、広報等を通じて市民に周知するとともに、計画期間の市民の努力がはっきりとわかるような、適切な情報のフィードバックが必要である。
- (5) 「有料化」(30 ㍻ 1 枚 20 円で試算)で見込まれる手数料収入は、およそ 2-2.8 億円で、これはごみ処理経費の 7-9%にあたる。この決して少なくない手数料収入を、どのように有効活用するのか明示する必要がある。
- (6) 隣接する安曇野市、塩尻市ではすでに「有料化」を実施しており、この地域差が、松本市内ごみステーションでの不法投棄を誘発しているとの懸念が出されている。市は、廃棄物行政を近隣市(町村)と協調して進める必要がある。
- (7) 「有料化」以外のごみ減量施策である堆肥化装置(生ごみ処理機)や、いわゆる「ぼかし」の普及、資源化リサイクル、買い物袋持参運動、また学校・市民講座等を通じた環境教育・啓発活動については、引き続き関係諸団体と密接に連携して強力に推進することを求める。